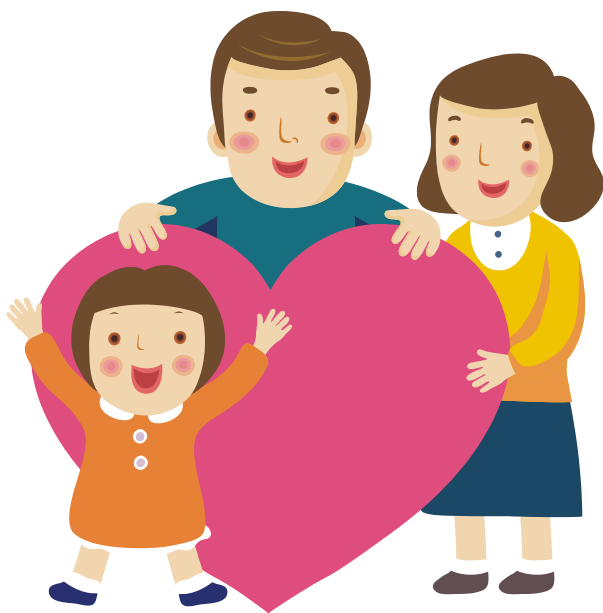


公 募

令 和 6 年 度

住 宅 用 地 分 譲 の ご 案 内
(飯塚なかのしま団地)



長岡地域土地開発公社

公 社 所 有 地 売 却 要 項

長岡地域土地開発公社が所有する飯塚なかのしま団地分譲地を、公募により以下の要領で売却します。

■ 申 込 受 付 期 間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月10日（金）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日曜日及び祝日は除きます。

■ 申 込 資 格

個人又は法人が申込資格者となります。ただし、次に該当する者は申込みできません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ① 成年被後見人
 - ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ③ 破産者で復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は次の①から⑥までのいずれかに該当する者
 - ① 暴力団又は暴力団員が事業の経営に実質的に関与していると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ③ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - ⑤ 法人であつて、その役員（その支店又は営業所の支配人を含む。⑥において同じ。）が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - ⑥ 法人であつて、その役員のうち暴力団員又は③若しくは④のいずれかに該当する者があるもの

■ 申 込 条 件

申し込みは、1世帯につき1人とします。（同一世帯の方が、申込者名を変えて同じ区画

を複数申し込むことはできません。)ただし、共有による申し込みは、可能です。

また、複数の区画の申し込みも、可能です。なお、法人についても同様に、1法人につき1人とします。

■ 申 込 先 (問 合 せ 先)

〒940-8501 長岡市大手通2丁目6番地

長岡地域土地開発公社管財課 (長岡市財務部管財課内)

電話 : 0258-39-2211 Mail : f-management @city.nagaoka.lg.jp

<申込時に持参していただくもの>

印鑑、住民票の世帯全員の写し(謄本)又は法人登記簿謄本(1通)

■ 申 込 方 法

申込者は、別に定める「土地買受申込書」及び「誓約書」に必要書類を添えて、上記申込先に直接申込書を持参するか郵送してください。なお、電話による申し込みは、受けられません。

郵送の場合は、書留郵便により、5月10日(金曜日)までに管財課に到着したもののみ有効とします。

■ 売 却 地、面 積 お よ び 価 格

別紙「飯塚なかのしま団地価格一覧表」のとおり

■ 売 却 の 方 法 に つ い て

- ① 申込締切日までに、1つの区画に複数の申し込みがあった場合は、抽選により買受人を決定し、売却します。
- ② 抽選は、申し込みが重複した区画ごとに行います。
なお、買受人が買い受けを辞退(辞退は買受人として決定した日から3日以内)した場合には、次順位の者を繰り上げて買受人(当選者)として決定し、売却します。
- ③ 申込者が1人だけの土地については、その申込者を買受人と決定し、売却します。

■ 抽 選 に つ い て (申 込 状 況 に よ り 行 い ます。)

- ① 日 時 令和6年5月20日(月曜日) 午後7時から
- ② 場 所 対象者へ別途ご案内します。
- ③ その他 抽選日の当日、時間までにお越しいただけなかった場合は、土地購入

の権利を放棄されたものと見なします。

■ 売 買 契 約 に つ い て

- ① 買受人として決定した方については、買受人を決定した日の翌日から14日以内に長岡市役所管財課において、契約の締結を行います。
- ② 土地売買契約書貼付用の収入印紙が必要となります。（この費用は、買受人の方から負担いただきます。）

■ 土 地 代 金 の 納 入 に つ い て

土地代金の納入は、全額一括納入（振込手数料は買受人負担）とします。

納入期限：土地売買契約を締結した日から30日以内

■ 土 地 の 引 渡 し に つ い て

売却した土地の引渡しは、土地代金納入後速やかに行います。

■ 所 有 権 の 移 転 登 記

売却土地の所有権移転登記は、土地代金納入後速やかに長岡地域土地開発公社において手続きします。

（登記には登録免許税が必要となります。この費用は、買受人の方から収入印紙で負担いただきます。）

■ そ の 他

- 1 申し込みがなかった土地については、令和6年5月22日（水曜日）以降、先着順で売却します。
- 2 現状有姿で売却しますので、区画内に工作物等があり、支障となる場合は、買受人の負担で撤去していただきます。
- 3 分譲地には、用途の指定はありません。
- 4 分譲地には、都市ガス・公営水道・公共下水・道路（幅員6m、アスファルト舗装、消雪パイプ）が整備されています。
なお、都市ガス・水道・公共汚水ます等の移設が必要な場合は、買受人の負担で行ってください。
- 5 その他、不明な点については、申込先（問合せ先）までお問合せください。



長岡地域土地開発公社